

令和8年6月30日（火）

資料①

第1回東松山市成年後見推進協議会

東松山市成年後見推進協議会 の役割・機能について

東松山市成年後見センター

〔社会的背景〕

高齢化の進展に伴う単身・認知症高齢者の増加、および財産管理や身上保護に係る「権利擁護支援」の必要性の高まり

国

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」
→「成年後見制度利用促進基本計画」



東松山市

「東松山市成年後見制度利用促進基本計画」

「権利擁護の地域連携ネットワーク」の構築
→ 中核を担う「協議会」の設置

〔これまでの経緯〕

- (平成30年) 市主催「**成年後見推進懇談会**」を開催
(以後、令和7年度まで年1回～2回開催 ※コロナ禍除く)
- (平成31年) 「**東松山市成年後見センター**」の設置
→市が設置。東松山市社会福祉協議会が運営を受託。
- (令和6年) 東松山市成年後見センターが「**中核機関**」へ移行
- (令和6年～7年) 「成年後見推進懇談会」において、協議会の設置に向けた検討
- (令和8年) 「**東松山市成年後見推進協議会**」の設置

「東松山市成年後見推進協議会設置要綱」 （社協）

〔設置〕

成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援に係る地域連携の推進を図るために設置。

〔協議内容〕

- （１） 権利擁護支援の地域連携ネットワークに関すること
- （２） 制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること
- （３） 市民後見人の養成に関わること
- （４） 成年後見センターの運営に関すること
- （５） 個別事案に係る支援方針の共有及び関係機関の連携に関する
こと
- （６） その他必要と認めること

〔委員〕 下記の関係機関、関係団体に属する者

- (1) 埼玉県弁護士会熊谷支部
- (2) 埼玉司法書士会東松山支部
- (3) 埼玉県社会福祉士会
- (4) 東松山市民生委員児童委員協議会連合会
- (5) 東松山市（高齢介護課、障害者福祉課、社会福祉課）
- (6) 東松山市地域包括支援センター
- (7) 東松山市内における地域包括支援センター
- (8) 東松山市介護支援専門員連絡協議会
- (9) 比企地域基幹相談支援センター
- (10) 東松山市内における障害者相談支援事業所
- (11) 東松山市社会福祉協議会

〔その他〕

任期

2年間

委員長
副委員長

- ・委員の互選により決定
- ・協議会の会議は委員長が招集・主宰
- ・副委員長は委員長を補佐

事務局

- ・東松山市成年後見センター

守秘義務

- ・協議会の委員及び委員であった者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない